りびんぐらいぶず断章 平成26(2014)年3月第1号

脳死･臓器移植の問題を考える

◆ご讃題

「煩悩具足のわれらは、いづれの行にても生死をはなるることあるべからざるを、あはれみたまひて願をおこしたまふ本意、悪人成仏のためなれば、他力をたのみたてまつる悪人、もっとも往生の正因なり。よって善人だにこそ往生すれ、まして悪人はと、仰せ候ひき。」(Ref『歎異抄「第三条」』註釈版 P834、聖典全書宗祖篇上 P1055)。

◆はじめに

二月二十六日、昨年の安居講業記が届きました。特別論題「**先端医療と仏教の立場**」には、愚住もパネラーの一翼を承りました。

「臓器移植の指導原理の可能性について、臓器を提供するドナー側には、無縁の大悲に導かれる機縁となる**衆生縁**が挙げられるかと窺われるものの、臓器を受け取るレシピエント側の指導原理とはなりえない。なぜなら、レシピエント側は本質的にドナーの出現を一日千秋の思いで待ち望む立場にあり、臓器移植に臨んでドナーの命を奪う懸念が払拭できないからである。そうである以上、臓器を**ユルサレテタマワル**、自らの悪や罪を顧みつつ歩む意味で、**ユルサレテキク**お聴聞と同じ次元でお育てに与る姿勢が無くてはならないかと窺う」というのが愚住の発言の結論でありました。

この特別論題は、現在進行形の今日的問題としてスケールが大きいため、二年に亘って取りあげられています。

今年度は、去る二月十二日午後二時から龍谷大学本館講堂で東京医科歯科大学准教授田中智彦氏を招いて、講題「**いのちの倫理」のために－脳死･臓器移植の問題から－**で安居事前研修が持たれたのであります。

◆いのちの倫理－脳死･臓器移植の問題－

聴講し、講師配布のブックレット（田中智彦氏等共同執筆になる岩波ブックレットNo.782「いのちの選択－今、考えたい脳死･臓器移植」）を読み終えて衝撃的だったことがあります。

一つには、「**この子は生きている」－長期脳死児と生きる家族－中村有里ちゃんのケース**をDVD放映で拝見したことに基づきます。

有里ちゃんは、二歳八月のある日、風邪で一週間入院した後、脳死状態になり、四歳で心臓が停止して亡くなって行きました。驚くべきは、脳死状態になった後も、一年九ヶ月生き続けたのです。なる程、人工呼吸器で繋ぐ命でしたが、その間、心臓は鼓動しており、身長は

10㎝伸び、体重は５kg増加したのでした。亡くなる直前に兄弟の居る我が家に退院しましたが、家族が語りかける間には有里ちゃんの目尻からは涙が流れ出していたのです。
もしも、臓器移植法に従って、脳死を家族が承諾していたとしたら、有里ちゃんを殺したことになったのではないでしょうか。脳死になった後もお母さんは、有里は生きる姿が変っただけだとおっしゃっていました（Ref 同 P18）。
ここに、一体、有里ちゃんは何時死んだのか、という問題があります。
脳だけは、他の臓器とは異なり、**脳不全**とは云わず、**脳死**という言葉が充てられていることに実は問題があったのではないでしょうか。
次にブックレットは語ります。図7をご覧下さい。

◆図7　治療の順番を待つ母子　「長崎1945年八月十日撮影:山端庸介」、ブックレットの著者にご相談してみたのですが、著作権が懸念されますので、ネット上での紹介は割愛致します。

長崎被爆から一夜明けた日の**ピエタ像**（嘆きの聖母像）のような母子の姿は、何を物語っているのでしょうか。原子爆弾のために消えつつある幼子のいのち、医学になす術（すべ）はありません。しかし、それでも幼子は生きようとし、母はわが子のいのちを繋ごうとします。
その無心のきずなほどに、私たちが「人間的」であるためにかけがえのないもの、守るべきものが、他にどれほどあるでしょうか。その意味でこの母子の姿は、**「臓器移植を待つ子とその母」**の姿にして**「脳死状態の子とその母」**の姿でもあります。そこに息づくきずなに、優劣・軽重はありません。ただひとしく、いのちが結ばれてあることの歓びと、それゆえの深い嘆きと哀しみとがあるばかりなのではないでしょうか。

　私たちはこのことを、脳死・臓器移植の問題を考える際、改めて心に刻む必要があります。問われるべきは、**「臓器移植を待つ子とその母」**の、また**「脳死状態の子と母」**の何れかのきずなではなく、何れものきずなのためにできることは何なのか。
たとえ、科学技術と法律にはなす術はなくとも、すべての**「治療の順番を待つ母子」**のために為すべきことがあるのではないか（Ref 同 P48）というのが講師の主張であり、ブックレットの趣旨でありました。

　私は、受講しブックレットを拝読するまでは、脳死・臓器移植の現実を見ずに机上の論理を組み立てていた嫌いを反省せずにはおれませんでした。講師はおっしゃいました。
「脳死と認定し、臓器移植するに際しては、行いによって輪廻転生する事実に怖れを抱くことはおろか、今や、関係者に何らの罪の意識がないのが現実です。
親鸞聖人というお方は、罪とか悪の問題を他のどの祖師方よりも厳しく取りあげ、深めて行かれたのでは無かったでしょうか。その親鸞聖人を祖師と仰ぐ浄土真宗の皆様からこの問題について発言して戴きたいのだ」と。

◆改正脳死・臓器移植法規制の課題を掘り下げる

脳死患者からの臓器移植を可能にする臓器移植法は、旧法が一九九七年に施行されましたが、脳死患者の人権にも配慮した慎重な法律であったため、逆に臓器移植を促進できず、子供の心臓移植もできなかったので二００九年七月に改正・施行されるに至りました。
その要旨は、①「脳死」を一律に人の死と規定し、
②臓器提供を拒まない限り家族の承諾だけで認めるものとし、
③ゼロ歳児までの臓器摘出も可能にするものでした Ref 同 P2,3）。
でも、果たしてこれでよいのでしょうか。
私たちが知らずに来たことが今や問われているのではないでしょうか。
脳だけは臓器不全と云わずに脳死という字を充てて来たことに問題はなかったのか。
人工臓器は使っても心臓が鼓動しているのなら、長期脳死という言葉は相応しくなかったのではないであろうか。
脳死になると、その中枢を担う人体の**有機的統合性**（Ref 同 P21）が失われるとするけれども、それでも、有里ちゃんは生長していたのでした。有機的統合性に替えて新たに**ドライブ論(※)**が取りざたされていますが目先を変える以外のものではありません（Ref 同 P23）。

(※註)「ドライブ論」とは、①生きようとする力(ドライブ)の消失が人の死だと定義した上で、②ドライブの表出例を呼吸と意識に限定し、③呼吸も意識も消失した脳死は、ドライブを消失しているため人の死であるというものです（Ref 同 p23)。

一体、生命倫理は、果たしていのちを守るものになっているのでしょうか。
大乗至極の浄土真宗ならばこそ、煩悩成就の凡夫は、自らの悪を顧みつつ、如来回向の救済に与ってきたという立場から、脳死・臓器移植問題にも対処しなくてはならなかったのではないでしょうか。
ここでは、精緻なロジックを即座に提起するいとまはありませんが、私たちは、その存在自体が煩悩成就の凡夫であってみれば、既にユルサレテ生かされているとの悪の自覚の上に立つことになるのであり、しからば、脳死を前提に、更に他人のいのちをあやめるという許されざる悪に突き進むようなことであってはならないという風に暫定的に結論づけることができるのではないかと窺います。合掌。

◆正覚寺ご法話会　四月六日(日) 二十時より
◆仏教婦人会例会　四月十六日(水) 十九時半より

著作編集兼発行元（本願寺派 正覚寺内）　〒520-0501 大津市北小松四五二番地
電話 077-596-0166、Fax077-596-0196 住職　堅田 玄宥